



老健第97号  
平成12年4月26日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局老人保健課長

「特定診療費の算定に関する留意事項について」の  
一部改正について（通知）

標記については、「特定診療費の算定に関する留意事項について（平成12年3月31日老企第58号）」により取り扱われることとされたところであるが、特定診療費の算定に関し疑義が生じている点について、その最初の請求に当たり取扱いを明確にするため、本通知の一部を下記のとおり改正することとするので、管下の関係者等に対して、遺憾のないよう周知徹底を図らねたい。

なお、当該改正内容については、平成12年4月分の請求から適用されるものとする。

記

第2の3中（7）を（8）とし、（2）から（6）までを1ずつ繰り下げ、（1）の次に（2）として、次のように加える。

（2）当該入院患者が過去3月間（ただし、痴呆性老人の日常生活自立度判定基準（「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老健第135号））によるランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。）の間に、当該介護療養型医療施設に入院したことがない場合に限り算定できるものであること。